

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.2/2559

เรื่อง หลักเกณฑ์และวิธีการตรวจสอบโครงการที่ได้รับส่งเสริมการลงทุนที่ประสงค์จะใช้สิทธิและ  
ประโยชน์ยกเว้นภาษีเงินได้นิติบุคคลสำหรับผู้สอบบัญชีรับอนุญาต

投資委員会事務局布告

第 Por. 2/2559 号

件名：公認会計士に係わる法人所得税免除恩典の使用申請を希望する  
被奨励プロジェクト監査に係る基準および方法

奨励証書の記載に従い、法人所得税免除恩典の使用申請書式を提出し、かつ公認会計士による監査を得た事業成果を報告しなければならない条件を有し、仏暦 2544 年（2001 年）7 月 3 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2544 「法人所得税免除の恩典使用の前に事業成果を報告する規定」に基づき、法人所得税免除恩典の使用申請を希望する被奨励プロジェクト監査するにあたり公認会計士の実施指針として、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および 20 条の権限に基づき、投資委員会に委任された事務局は、仏暦 2544 年（2001 年）8 月 21 日付投資委員会事務局布告第 Por. 5/2544 「公認会計士に係わる法人所得税免除恩典の使用申請を希望する被奨励プロジェクト監査に係る基準および方法」を廃止し、以下の基準および方法を使用することを発布する。

1. 会計監査人に関する法規制に従い許可を得て、その許可書が時効に達せず、停止命令を受けず、職業会計士連盟（Federation of Accounting Professions）による許可書の取り下げ、あるいは行政、国家機関により監査および保証許可書を取り下げられたことのない監査人（公認会計士）でなければならない。

2. 監査人は、この布告の巻末に添付された、投資委員会事務局により定められた奨励証書の条件に基づく実施指針に従い、監査を行うものとする。

3. 監査人は、この布告の巻末に添付された、法人所得税免除恩典使用申請書の情報に関して合意された手続に従う業務実施により発見した事実報告書式を用いて監査結果を報告するものとする。

尚、仏暦 2559 年（2016 年）9 月 1 日より有効とする。

発布日：仏暦 2559 年（2016 年）5 月 27 日

(ヒランヤ・スチナイ)

投資委員長官

**投資委員会事務局により定められた  
奨励証書の条件に従う実施指針**

**監査の目的**

1. 投資奨励の認可を受けた奨励証書毎の機械への投資が実際にある。
2. 各奨励証書の条件によるものとしての製品／サービスの生産量およびに販売量がある。

**監査の方法**

1. 奨励証書を要求し、奨励証書毎に投資奨励を受けている条件および恩典の詳細を理解する。

**機械への投資**

2. 奨励証書毎に分類された全部の移動を説明する機械の詳細を要求する。（繰り越されたもの、その増減、繰越を示すもの）その当該時期以前の機械で繰り越されたものとその繰り越されたものの詳細を監査する。
  - 2.1 購入、その支払いからなる文書、例えば、納品書／送り状、輸入申告書、Letter of Credit、Trust receipt、銀行からの Debit Note、Bank Statement、領収書に対応して、その期間内に購入した機械リストを監査する。
  - 2.2 奨励証書毎の条件に対する期間内に購入した機械の詳細を監査する。例、生産能力、機械の輸入期限などである。
  - 2.3 機械の設置図面を要請し、奨励証書毎の機械が実際にあるのか否かの調査を行う。
  - 2.4 投資した機械の合計金額と法人所得税免除恩典使用申請書の合計金額が一致するか否かを比較する。

**生産／サービス量**

3. 奨励証書毎の機械で生産された製品の生産／サービス量（単位）の総量の詳細を以下のように求める。
  - －1日毎の生産／サービス量
  - －月毎の生産／サービス量
  - －一年間の生産／サービス量
  - 3.1 製造部門の一日あたりの生産報告と在庫表（Stock card）等のデータソースと前記の詳細事項を比較しチェックする。
  - 3.2 奨励証書毎に基づく生産／サービス能力と実際に発生した年間の生産／サービス量が一致するか否かを比較する。
  - 3.3 奨励証書に基づく生産／サービス能力と前項の詳細による生産／サービス量と法人所得税免除恩典使用申請書の詳細が一致するか否かを比較する。



法人所得税免除恩典使用申請書の情報に関して  
合意された手続に従う業務実施により発見した事実報告

.....会社 役員会宛

.....会社の満了年月

.....日、.....日付第.....

号の奨励証書および.....日付第.....号の奨励証書

に基づき法人所得税免除の恩典を利用している、機械の投資報告、生産／サービス量の報告、および販売／サービス量と販売／サービス金額の報告から成る被奨励企業用の法人所得税免除恩典使用申請書の情報に関して、私は、添付文書（実施指針）により詳細が明らかにされ、投資委員会事務局の規定に基づき合意された手続に従い監査を実施しました。

私は、合意された手続業務に関する会計サービス基準に従い監査を実施しました。この既述の手続は、会社の税制恩典使用の許可検討のために、会社が投資委員会事務局に当該の法人所得税免除恩典使用申請書を提示することを目的とするものです。

私は、以下に監査で発見した事実を報告させていただきます。

#### 機械の投資

1. 実施指針の 2.1 項の実施方法により、私は、期間内の機械の購入は、以下のとおりの購入および支払い文書があることを確認しました。  
 正しく一致している。  
 一致していない。理由.....
2. 実施指針の 2.2 項の実施方法により、私は、奨励証書毎の条件に対する期間内に購入した機械の詳細が、以下のとおりであることを確認しました。  
 正しく一致している。  
 一致していない。理由.....
3. 実施指針の 2.3 項の実施方法により、私は、奨励証書毎の機械が実際にあることを確認しました。  
 正しく一致している。  
 一致していない。理由.....
4. 実施指針の 2.4 項の実施方法により、私は、奨励証書に基づく投資した機械の合計金額と法人所得税免除恩典使用申請書の投資合計金額が、以下のとおりであることを確認しました。  
 正しく一致している。  
 一致していない。理由.....

### 生産／サービス量

5. 実施指針の 3.1 項の実施方法により、私は、生産／サービス量とデータソースの詳細が、以下のとおりであることを確認しました。
- 正しく一致している。
  - 一致していない。理由.....
6. 実施指針の 3.2 項の実施方法により、私は、実際に発生した年間の生産／サービス量が、以下のとおりであることを確認しました。
- 奨励証書の生産／サービス能力を超えない。
  - 奨励証書の生産／サービス能力を超えている。以下のように.....
7. 実施指針の 3.3 項の実施方法により、私は、奨励証書に基づく生産／サービス能力と実際に発生した生産／サービス量と法人所得税免除恩典使用申請書の詳細が、以下のとおりであることを確認しました。
- 正しく一致している。.....

### 販売／サービス量と販売／サービス金額

8. 実施指針の 4.1 項の実施方法により、私は、販売／サービス量および金額の詳細と販売書類、売上勘定および在庫表が、以下のとおりであることを確認しました。
- 正しく一致している。
  - 一致していない。理由.....
9. 実施指針の 4.2 項の実施方法により、私は、年間の販売／サービス量が以下のとおりであることを確認しました。
- 奨励証書の生産／サービス能力を超えない。
  - 奨励証書の生産／サービス能力を超えている。以下のように.....
10. 実施指針の 4.3 項の実施方法により、私は、販売／サービス量および金額と法人所得税免除恩典使用申請書の詳細が、以下のとおりであることを確認しました。
- 正しく一致している。
  - 一致していない。理由.....

前述実施方法は、会計監査基準にしたがった監査またはレビュー業務基準にしたがったレビューとなっていないため、私は、満了年月日.....日の法人所得税免除恩典使用申請書の情報に対して信頼性を示すことが出来ません。

私が、さらなる実施方法を利用し、あるいは会計監査基準に従い貸借対照表を監査した、またはレビュー業務基準に従いレビューしたならば、他の提出すべき事項を見つける可能性があります。

この報告は、第1箇条に述べられた目的のために作成されたもので、貴社のデータとして使用され、また、その他の目的のために、あるいは法人の状況のために作られたものではありません。またこの報告は、前記の説明表の事項に関するものであり、企業全体の貸借対照表にまで範囲が及ぶものではありません。

署名 .....

(.....)

監査人の登録番号.....

事務所名および住所

.....日付